

○農林水産省
環境省令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第一項第十一号の規定に基づき、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

環境大臣 石原 宏高

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年農林
水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二 一～三 (略) 四 <u>〇・〇―ジエチル―〇―三・五・六―トリクロロ―一―ピリシ ルホスホロチオエート (別名クロルピリホス)</u> 五～二十九 (略)	別表第二 一～三 (略) (新設) 四～二十八 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。